

市第73号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成29年12月5日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「又は占用物件の面積が1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、占用の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして」を「若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、占用料の単価が改定された場合において、当該単価が改定された日（以下「改定日」という。）前から引き続き道路を占用している物件に係る占用料について、その占用物件ごとに改定後の単価により算出した改定日の属する年度（以下「改定年度」という。）に納付すべき占用料の額がその

前年度における当該占用物件ごとの単価により算出することとした場合の改定年度に納付すべき占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超えることとなる場合は調整額を改定年度における当該占用物件ごとの占用料の額とし、翌年度以降の各年度の当該占用物件ごとの占用料の額はそれぞれその前年度の当該占用物件ごとに算出した占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（当該額が別表占用料の欄に定める金額により当該占用物件ごとに算出した占用料の額を超える場合は同欄に定める金額により算出した額とし、各年度における占用物件の数量に変更が生じた場合には前年度から引き続き道路を占用している数量により算出した額）とする。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件	单 位	占 用 料	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	3,000円
	第二種電柱		4,700円
	第三種電柱		6,300円
	第一種電話柱		2,700円
	第二種電話柱		4,400円
	第三種電話柱		6,000円
	その他柱類		270円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	27円	
		16円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,700円	

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,600円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	5,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,300円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	12,000円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,400円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	110円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		160円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		240円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		330円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		490円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		650円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		1,100円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,600円
	外径が 1 メートル以上のもの		3,300円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			5,400円
法第32条第1項 第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.01 を乗じて得た額
		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	

施設	上 空 に 設 け る 通 路		5,800円	
	地 下 に 設 け る 通 路		3,500円	
	そ の 他 の も の		5,400円	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	120円	
	そ の 他 の も の	占用面積1平方メ ートルにつき1月	1,200円	
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	1,200円
		そ の 他 の も の	表示面積1平方メ ートルにつき1年	12,000円
	標識		1本につき1年	4,400円
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	120円
		そ の 他 の も の	1本につき1月	1,200円
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1日	120円
		そ の 他 の も の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	1,200円
	ア ー チ	車道を横断するもの		12,000円
		そ の 他 の も の		5,800円
令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 作 物			5,400円	
令 第 7 条 第 3 号 に 掲 げ る 施 設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.034を 乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料			1,200円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲 げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1月	540円	

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの			
令第7条第9号に掲げる施設	階数が1のもの		Aに0.013を乗じて得た額 Aに0.009を乗じて得た額	
	階数が2のもの			
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
	建 築 物		Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
	建 築 物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	

別表備考5中「又は看板」を「、看板又は幕」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例（以下「旧条例」という。）別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前から引き続き横浜市道路占用料条例第2条に規定する道路を占用している物件に係る占用料（前項の規定によりなお従前の例によることとされた占用料を除く。）について、その占用物件ごとに新条例第4条（第4項を除く。）の規定により算出した平成30年度に納付すべき占用料の額が旧条例第4条の規定により算出することとした場合の平成30年度に納付すべき占用料の金額に1.2を乗じて得た額（以下「平成30年度の調整額」という。）を超えることとなる場合は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成30年度の調整額を平成30年度における当該占用物件ごとの占用料の額とする。

## 提 案 理 由

道路占用料を改定する等のため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参考

## 横浜市道路占用料条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(占用料の額)

## 第4条（第1項及び第2項省略）

3 占用料の額を算出する基礎となる占用面積、表示面積若しくは又は占用  
 占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、占用の長さが1メートル未満ないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、占用料の単価が改定された場合において、当該単価が改定された日（以下「改定日」という。）前から引き続き道路を占用している物件に係る占用料について、その占用物件ごとに改定後の単価により算出した改定日の属する年度（以下「改定年度」という。）に納付すべき占用料の額がその前年度における当該占用物件ごとの単価により算出することとした場合の改定年度に納付すべき占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超えることとなる場合は調整額を改定年度における当該占用物件ごとの占用料の額とし、翌年度以降の各年度の当該占用物件ごとの占用料の額はそれぞれその前年度の当該占用物件ごとに算出した占用料の額に1.2を乗じて得た額（当該額が別表占用料の欄に定める金額により当該占用物件ごとに算出した占用料の額を超える場合は同欄に定める金額により算出した額とし、各年度における占用物件の数量に変更が生じた

場合には前年度から引き続き道路を占用している数量により算出した額)とする。

$\frac{5}{4}$  (本文省略)

別表（第4条）

占用物件	単位	占用料
第一種電柱	1本につき1年	3,000円 2,500円
第二種電柱		4,700円 3,800円
第三種電柱		6,300円 5,100円
第一種電話柱		2,700円 2,200円
第二種電話柱		4,400円 3,500円
第三種電話柱		6,000円 4,800円
その他柱類		270円 220円
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	長さ1メートルにつき1年	27円 22円
共架電線その他上空に設ける線類		16円 13円
路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,700円 2,200円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600円 1,300円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,400円 4,400円
郵便差出箱及び信書便差出箱		2,300円 1,800円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000円 11,000円

その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	5,400円 4,400円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円 92円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160円 130円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円 200円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		330円 260円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		490円 400円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		650円 530円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100円 920円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600円 1,300円
	外径が1メートル以上のもの		3,300円 2,600円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			5,400円 4,400円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	Aに $\frac{0.005}{0.004}$ を 乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに $\frac{0.008}{0.007}$ を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに $\frac{0.01}{0.008}$ を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る 通 路		5,800円 5,500円
	地 下 に 設 け る 通 路		3,500円 3,300円

	そ の 他 の も の		<u>5,400円</u> 4,400円	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 日	<u>120円</u> 110円	
	そ の 他 の も の	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	<u>1,200円</u> 1,100円	
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの そ の 他 の も の	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 月 表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	<u>1,200円</u> 1,100円 <u>12,000円</u> 11,000円
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの そ の 他 の も の	1 本につき 1 日 1 本につき 1 月	<u>120円</u> 110円 <u>1,200円</u> 1,100円
幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 日	<u>120円</u> 110円	
	そ の 他 の も の	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	<u>1,200円</u> 1,100円	
ア ー チ	車道を横断するもの		<u>12,000円</u> 11,000円	
	そ の 他 の も の	1 基につき 1 月	<u>5,800円</u> 5,500円	
令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 作 物			<u>5,400円</u> 4,400円	
令 第 7 条 第 3 号 に 掲 げ る 施 設		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	Aに <u>0.034</u> を 0.028 乗じて得た額	

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	1,200円 1,100円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			540円 440円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を乗じて得た額	
	上 空 に 設 け る も の		Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を乗じて得た額
	そ の 他 の も の		
令第7条第9号に掲げる施設	建 築 物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を乗じて得た額
	そ の 他 の も の		Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建 築 物	Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を乗じて得た額	
	そ の 他 の も の		Aに0.009を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を乗じて得た額

令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	上 空 に 設 け る も の	Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の	Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具		Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に設ける もの	Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の	Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の	Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額

(備考)

(1から4まで省略)

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積を  
いうものとする。

(6省略)